

瑞穂町社会教育備品貸出要綱

平成 年 月 日
告示 第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、瑞穂町教育委員会（以下「委員会」という。）が、社会教育活動の奨励のため、その管理に属する社会教育の用に供する備品（以下「備品」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象者)

第2条 委員会は、次に掲げる町の区域内（以下「町内」という。）の団体又は機関（以下「団体等」という。）が、社会教育活動のために備品を使用する場合に貸し出すことができる。

- (1) 瑞穂町若しくは委員会又は官公署
- (2) 町内の幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校
- (3) 瑞穂町子ども会連合会に加入する単位子ども会
- (4) 瑞穂町社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体をいう。）
- (5) 青少年の健全育成に携わる団体
- (6) 社会教育の奨励のために活動する団体
- (7) 町内に事務所又は代表者の住所を有し、社会教育の奨励のために住民を対象とした活動をしている団体

(8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が利用を適当と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、町内に事務所又は代表者の住所を有していないが、住民を対象に、町の公共施設を利用して実施する事業で、次条の規定に該当しないときは、備品を貸し出すことができる。

(貸出しできない理由)

第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、備品の貸出しを行わない。

- (1) 委員会の社会教育事業に支障があるとき。
- (2) 備品を破損するおそれがあると認められるとき。

(3) 団体等が個人の利益又は営利、宗教等を目的とした活動で利用しようとするとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が不適當と認めるとき。

(貸出備品)

第4条 貸出しに供する備品の種類及び数量は、委員会が別に定める。

(申込み及び承認)

第5条 備品の貸出しを受けようとする者は、瑞穂町社会教育備品貸出申込書(様式第1号)により、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに申し込むものとする。

2 委員会は、前項に規定する申込みがあったときは、瑞穂町社会教育備品貸出承認書(様式第2号)により承認するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、瑞穂町子ども会連合会に加入する単位子ども会が主催し実施する事業において備品の貸出しを受けようとするときは、使用日の2月前の日の属する月の初日から使用日の3日前まで申し込むことができる。

4 備品貸出しの承認は、申込みの順序によるものとする。

(貸出期間)

第6条 備品の貸出期間は、7日以内とする。ただし、委員会がこの期間を延長する必要があると認めるときは、この限りでない。

(返還)

第7条 団体等は、備品の使用が終わったとき又は貸出しの承認を取り消されたときは、速やかに、原状に復して返還するものとする。

(費用の負担)

第8条 備品の貸し出しは、無料とする。

(貸出し台帳の整備)

第9条 委員会は、備品の貸出し状況を明確にするため、社会教育備品貸出簿を整備しておくものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。